

おつぶら魅力発見マップ参加店募集要領

泉大津商工会議所

1. 事業の目的

泉大津市の名所や歴史的施設や新たなスポット等の地域資源をPRし、市民や来訪者による市内散策や店舗での買い物、食事を通して、泉大津の魅力に触れてもらう。

2. 参加店の資格

泉大津市内にて飲食業等を営み、次に掲げる（１）～（３）に該当する事業者を除いた店舗。

- （１） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者。
- （２） 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- （３） 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

3. 参加条件

- （１） 泉大津市内に実店舗を有し、営業していること。
- （２） ミニレシート大作戦に参加すること（※1）。
- （３） 事業実施期間中（令和4年9月1日～11月30日）は、市制施行80周年に関連した商品を取り扱うこと。
（例：コロッケ80円/個、食パン800円/本 等）

4. 申込手続きについて

（１） 申込方法

この「参加店募集要領」に同意のうえ、以下の書類に必要事項を記入・捺印し、営業許可証（対象業種のみ）の写しと併せて泉大津商工会議所へ郵送、FAX又はメールしてください。

- ・参加店申込書
- ・誓約書

（２） 申込書の提出先

◇泉大津商工会議所

〒595-0062 泉大津市田中町 10 番 7 号

TEL：0725(23)1111、FAX：0725(23)1115

E-mail：info@izumiotsu-cci.or.jp

◇問合せ時間 平日：午前9時～午後5時（土・日・祝は休みです）

（３） 申込期間

令和4年5月16日（月）～6月10日（金）まで

※6月10日（金）必着

(4) 申込後の審査・承認

申込みのあった事業者は、泉大津商工会議所の審査を経て、参加店として承認します。

(5) その他

- ① 泉大津市内に複数の店舗があっても個別の店舗ごとに申込みをしてください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込はできません。個別のテナントごとに申込みをしてください。
- ③ 審査を経て、参加店として承認された事業者は、8月中旬に参加店ステッカーを送付します。

5. ミニレシート大作戦

- (1) 販売促進・効果測定・お客様に店舗を巡回してもらう為、ミニレシート大作戦を実施します。ご会計時にレシート又は領収書をお渡しください。異なる3店舗、合計金額3000円分（税込）以上のレシート又は領収書を集めていただき、泉大津商工会議所へ応募いただいた方を対象に抽選で、参加店で使用できる商品券をプレゼントします。
- (2) 【実施期間】 令和4年9月1日（木）～11月30日（水）
- (3) 【応募締切】 令和4年12月1日（木）必着
- (4) 【応募方法】
 - ① レシート又は領収書を異なる3店舗、合計金額3000円分（税込）以上を集め、台紙に貼付してください。
 - ② 台紙を封筒に入れて泉大津商工会議所まで郵送してください。
(郵送代は応募者の負担となります。応募用紙はホームページからダウンロードできます。)
- (5) 【賞品】 参加店共通商品券 ※商品券は泉大津商工会議所で換金致します。
- (6) 【当選確認】 当選者には、当選はがき通知を郵送します。
- (7) 【商品券使用期間】 令和4年12月5日（月）～令和5年2月10日（金）
- (8) 【対象外】 収入印紙購入代、領収書の宛名が事業所名のもの
- (9) 【留意点】 同じ店舗のレシート又は領収書は無効とします。
応募したレシート又は領収書は返却しません。

6. 商品券取扱いにおける厳守事項

- (1) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (2) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください（使用できません）。
- (3) 商品券の紛失及び盗難に対しては、全て自己責任とします。
- (4) 釣銭を出す必要はありません。

7. 換金方法について

換金申請受付期間中に泉大津商工会議所事務局までお越しください。

- (1) 換金に必要なもの
 - ① 使用済み商品券（商品券裏面に必要事項を記入の上、代表者の捺印がされているもの）
 - ② 商品券換金申請書
 - ③ 振込口座の通帳のコピー
 - ④ 認印※商品券換金申請書は後日、参加店に郵送します。
- (2) 換金申請受付期間

令和5年1月16日（月）～2月28日（火）まで

各日とも月曜日から金曜日の午前10時～午後4時（土・日・祝は休みです）

※上記期間を過ぎての換金には、一切応じられませんのでご注意ください。なお、換金は指定口座への振込にて対応させていただきます。

(3) 振込手数料の負担額

商品券の換金にかかる振込手数料は、初回は本事業にて負担します。2回目以降は参加店の負担となります。なお、りそな銀行からファクシミリ振込にて振り込みます（令和4年4月28日現在は下表の通り）。

りそな銀行泉大津支店あて	りそな銀行他支店あて	左記以外の金融機関あて
無料	330円	605円

(4) 入金日

商品券換金申請書を提出後、毎月15日、25日（土・日・祝日の休業日は翌営業日）に、登録口座に振り込みします。

8. 参加店の責務等

- (1) 参加店であることが明確になるよう、ステッカーを利用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (2) 本事業で配布した参加店ステッカーについては、本事業終了後に各参加店で責任をもって処分してください（処分費用は参加店負担）。
- (3) 商品券の見本を参加店に配布しますので、真偽の判別は参加店の責任において行ってください。
- (4) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに泉大津商工会議所まで報告してください。
- (5) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、商品券裏面の所定欄に参加店名を記入（スタンプ可）、受領印として代表者印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (6) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 参加店自らの事業上の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、滅失または偽造・模造、換金期限切れ等による損失は参加店の責務とし、泉大津商工会議所は責を負いません。

9. 登録店の取消等

この「参加店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、これを請求する場合があります。

10. その他留意事項

この「参加店募集要領」に記載されていない事項は、泉大津商工会議所へお問い合わせください。

(※1)

本事業の全体像

(1) 泉大津市の名所MAP

泉大津市内の名所や歴史的施設、新たなスポット等の地域資源をPR

(2) 泉大津市の事業所MAP

泉大津市内に店舗を有し、市制施行80周年に関連した商品やサービスを提供する店舗をPR

(3) デジタルスタンプラリー

上記(1)の名所や歴史的施設を周遊するスタンプラリーを実施。

ご自身のスマートフォンやタブレットを使い、市内のスタンプスポットを周遊してデジタルスタンプを集めていただきます。全20ヶ所のうち8ヶ所以上のスタンプをゲットすると抽選で泉大津市市制施行80周年記念切手を800名様にプレゼント。

(4) ミニレシート大作戦

上記(2)の参加店のうち異なる3店舗以上で合計金額3000円分(税込)以上のお買い物をし、レシートを集めて応募すると抽選で参加店で使用できる(一部使用不可の店舗があります)5000円分の商品券を800名様にプレゼント。

〈お問い合わせ先〉

泉大津商工会議所 経営支援課

〒595-0062 泉大津市田中町 10 番 7 号

TEL : 0725(23)1111